塩瓦

二十七

太政官文庫
和書
門
一二四九七
一〇一函
二架
六五冊

内閣文庫
和書
類
一四九七
號
六冊
二一函
二一架

内閣文庫
番號 和 11497
冊數 65 (27)
函號 211 302

国立公文書館
National Archives of Japan

教部省文庫印 消印
教部省文庫 消印
教部省文庫

惣社參詣記

蒲

十月廿五日人に誘はれて鶴岡の惣社へ參詣す

乃し道次實に古き跡なれば國志

云ふ所の如く村

中に佛寺ありて其前に今なほ一ツ將古墳と

なす畫 四方高後の方に立て傳に

物部田連公の墓の由なれば大小連ともに祭る

神歟四方を似て琵琶の湖乃名を近江國にとる

二十七 内 一二七九〇號

は此所清須より遠からす東別に入りし八幡城也
井乃ある所の西を流るゝ五条川といふを風に記す
流れし大河を堀となして堀河に西の雑波の中
名をあらひ出しもなく此清洲にて後正覚寺ハ
武衛屋形の居城なりしと　故に後中比斯波の居城に移し
之しし法無一寺玉台文人帯火に擬へ一両石地にあり
物也　其後元亀後に御流居住に住む後号し
後之府清須古城に移し後ハ支流なり御田河水

弘治元年信友の臣坂井大膳ハ大膳大夫と称せし　右織田孫三郎
信光をもつてはかりし　時尾張国信長公御謀て清洲城へ攻免
かひし四月二十日信友戦ひ負けて謀もまた信光にはかられ
信長勝ちしかは明年五月林佐渡守柴田権六郎等名古屋を
もつて（信長公ハ信光の叔父
信光の舎弟）勘十郎信行の謀を立し　信行の手を
謀り給ひ後しかれハ其八月合戦に及ひ負けて勘十郎敗亡しし
信行盟書を清洲へ奉りて和議なりしに明の年又信行異
志を企てしかハ清洲城にて害せしとかや　永禄七年

八月濃州稲葉山より移らせられ候後、[illegible]
故関白豊臣秀吉公、[illegible]福島左衛門尉[illegible]
[illegible]慶長五年故[illegible]中納言[illegible]
[illegible]十二年[illegible]今[illegible]故亜相[illegible]と[illegible]
[illegible]慶長十六年[illegible]十六年　神君列国の諸侯
[illegible]愛知郡名古屋[illegible]大城と[illegible]
[illegible]慶城[illegible]四城[illegible]今天守の臺なり大石[illegible]　御曹祖正定
[illegible]城より仕[illegible]寺四宅の[illegible]沖国の迫[illegible]

城[illegible]慶長七年六月[illegible]
[illegible]様蔦紋[illegible]名古屋[illegible]
[illegible]又[illegible]四[illegible]年須天王社[illegible]年毎[illegible]六月
[illegible]曹[illegible]
[illegible]蔦紋[illegible]
[illegible]又[illegible]
[illegible]
[illegible]

いなの神社の社殿を八幡宮と称し奉り[illegible]
[illegible]城宮[illegible]
[illegible]年[illegible]文[illegible]三年の[illegible]
[illegible]浦義廉文明九年[illegible]
若狭[illegible]
[illegible]文明十七年九月
[illegible]八[illegible]
相[illegible]
[illegible]
[illegible]田表[illegible]

と申し[illegible]
[illegible]
[illegible]
城堀の北[illegible]
太神の御霊を[illegible]
[illegible]天皇の十年辛巳 義濃国[illegible]
[illegible]奉[illegible]月爵[illegible]国遠縣主[illegible]
御[illegible]

献し奉る人ハ天平勝宝八十枝を造て奉り
今世に記るし五月廣雲二年の記録ハ
知るべしハ　皇太神暫わ〻しる処ハ
代と雖も吉田社と称し行る吉屋ハ太神宮社領と
なり神税を貢る人今ハさるる絶行る社領の
神領を称し奉て　御殿　社僧所社初穂吉屋地
に異なりて是ハ神ひよる家のけ〻しき者
ゝ〻行て

所ゝ社の御外別宮ところ〻に御領ハ沢ゝ
慶長六年の制札ハ　元和年御石垣ゝ
絶見院ハ入道関白大臣常真遠のひ〻　僧一品平ゝ行ゝの
提道場ゝ是と今ハ名古屋ゝ移ゝ遠て吉沢ゝ行長
光寺ハ今ゝ六角堂ゝ文徳天皇ゝ仁寿元年ゝ創建也
銅像ゝ地蔵ゝ安置ゝ仏像四寸ゝ人ゝ行ゝ流
行ゝ元亨元年正月十四日　流行のゝ事ゝ義堂
六帖に京の繁昌ゝ宋王寺ゝ仏殿の美ゝ一般ゝ

此ことなき金剛の類ハ佛像なりとも取ル事なしや給はん
不動像と愛染王大日如来の一躰なり（佛像ハ剣上告・長光寺丹羽郎ノ告所蔵 寺光智郎備福寺如意寺 須東郎）
地蔵流と中世ニ六ケ所なり 是ハ六ヶ所に有ル其像の地蔵といふなるを秘抄
同谷権ヨ 錫六種の形有ル外ハ行ふなるや 當代後拾の書抄に
筆の説あり 其中にけしハよろしからず 有て見分るさまもし
長の説を行ふし故なし 須来あり 道之是行ふし
當に衣あり 其の葉をとらへしとおりて
別る行成るちくさに神なるをかくその葉に露を取らし

と書給ひしを年々をしへ給ふしこそ京なし衣如し
其かへりに
是は重ねりて外計をとるあまりし身ハ重ねる其行来まつ得し
と書給て給ふしも二十年にあまり給ふよやき人のこと文
字と示春秋をとなへ今ハささらにその給ふ其品は今に
候し年月をもちれくさしに神仏の向ひ迎
こゝにくさ此国の葛原源池のうしろし秋の花の形し
右ハ東清田ニの宮へまいる道に市庸の里をまからかへるに給

こゝよりのかしこ乃糸道を行の方に右坪海に沿ひける曲路
松並ひ平沙蘆茭瀰しき汀にそうて大鉢に戻れる前とし
西山の麓を過る事しばしありて紅葉の色うるはしく紫眉
に見えけるとそのひ常磐なる里を過て間へハ小池正明寺長楽寺と
谷ッ杖鞋脚憐ひを釋ひて更に世縁に心をとめ給ふさま見えし
ましハ塵世の外なる所の心地して猶高乾坤に遊ぶ小ハ峨の高山
に津しき所して嵐雲を峯にさらし又伊勢の嶺に続きて薫風
袂をとふ所なり稲葉駅に至て北に向ひて國衛の

府に入り給ふよし云ふハ伊勢との御宮なりしとぞ云へてまた霊山
御山の棚杉木新になる給ひける御堂の里にかかり過て
見えて吉祥寺桜苑甲斐しく見え給ふを経て中川御供の
川を渉り猶しる所を過て宮川をまつて給ひとて
當社ハ末社の國霊にして御鎮座いまだ未た御同殿入座
乃天皇七年より神地と定められてして封戸の地は
なりし天平四月令の斎中給道奉りて斎奉り
なる宮造りの制ハ光仁天皇の宝亀二年二月十二日官符却

やして宮ゝの文徳帝の御宇に六月官社に列し
ましまさるゝ代々の遷宮と申すは文治
二年二月の宣旨に従て伊勢と申す
院建仁元年二月十二日に正一位の神階を奉られ
まします弘長元年に宮号に遷されまします建治元年
に八神宮御奉納ありて御事ゝ御異徳といや増し
給ふと国家宮ゝを奉ハ延喜神名式なり
なりて国司初年は必ず奉ゝ御社に大宮ゝ

ハかけまくとかしこき尾張大国霊大神八都家初りまし
てはるゝ世なる神素盞嗚尊の御子ゝ御子ゝ
大稚霊神社ハ大歳神御神の御子御魂大神と申て大倭
神社と御国体と文治御記に国体と深く
宗敬神社ハ大国霊大神六世の神孫吾田片隅命
て宗敬君等は遠祖と仰に八湯玉の社と称ス大御霊
と国母と従二位に冠を授け奉りて杵と神秘
の多ひ給ふを称ス御事

[illegible]

[illegible]

久しく[illegible]我社[illegible]国玉の御宮と入てゝみ[illegible]

御社の[illegible]に二株の杉樹[illegible]れ[illegible]人皆宮[illegible]御神[illegible]奉れ

[illegible]前神主朝議郎中修[illegible]富[illegible]中[illegible]

[illegible]国体[illegible]御事[illegible]

[illegible]

御姫[illegible]

我[illegible]人の[illegible]毎の[illegible]

奉りて[illegible]人[illegible]中[illegible]

[illegible]

十五年[illegible]

重修[illegible]御事[illegible]迦宮の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

杉[illegible]心[illegible]

照の大臣と安して法俗本地の清身を宗む此堂の銘にいふ
永享二年此鐘銘海虎山蓮花寺の字有鐘ハ應仁乱の内蓮花寺の銘なり
永享二年の字有之これも古代の為しるし應仁乱に於て
て陵を鎮メ八坂瓊を瘞納め大国霊神の御魂を祀る所となりや
梅樹生ひしけり微に春風一陣の香を添へ仲春六日の
祭りに尸を拙処にもうち亨劉の尸とするの世事を嘲つ
なるらし 桃の弧棘の矢を鋳し世中式なりや左伝 昭四年
に桃弧棘矢以テ除ク其災ヲとしふ本文にて国中の凶邪を禳除ある
御祭の由来 梅苑無此て謂ハ當社にて儺を追ひて桃林

明應年中儺追神事の縁文に云
此弓矢を用ひて書るハ謬なるや元彼書るハ當宮祢宜
二王の御祭を定むハ定りて正月儺追の
祭りにて土偶繋燈の類ひを扇ぎ等にて投撃追ひ
去りしと是追儺神事なりしハ鎮魂に
あや稲葉国香推宮住吉社ならも歳首に鬼平ける
祭りとて路人を捉へて追ひ出すとそ神社の外尾張府の
歓せる事なれども 每年儺正月自路人を得て鬼と称し
国府の男女驅出しけるや恐悪といへる事なりしとぞ

淫祠なりし事元亨釈書に記せり　勢州阿濃津の観音
寺より八人まで鬼走りとして　かゝる事と云へるこれは二月よ
まや按ずるに是古へ勅命にて行ひし私の修正修二月吉祥
東鑑鶴岡の神宮寺にて修正の結願に鬼走せしむるよしみゆ
天女改過の法より属せしむると是へ行ふ私の所長谷修正
の結願に鬼を追ふてふ事近頃年毎の熱田社神宮寺にても
西寺某の絡たる鬼走を路人を執捉まうまうし此支路行
の旅人を捉へて行ふは湖南の江州の淫祠に似たりける儺追
は人をとらへて神事に行ひしかとも此世俗は人を生贄とするなり

に行ひなるといひ伝へし尾張国中島の神社にても人を捉へ
探宇治拾遺にいつハ猿頼ひとやさしれなむし八人をとらへ
牲其の事に有ける仁徳帝の時茨田連衫子河伯の淫祀を辨
せしなり有文徳帝の時仰字に奏賜むる常総国の妖巫
を制せられし又其功西門豹か下に泝を行ひしと云へは
世前に疫気を属せて国中の災を一人に移す事をしと云ふ異
邪なるもかゝる行ひしに宋景漢文の君にてはしかりて其非
を止めたまへり通鑑綱目の文帝紀に除ニ秘祝一と大書し

与へつまつしとひかへり元亨年此頃を起て擬して国危に就
しめ騒乱を撥して太平を輔せんとす謹て静乱を謀功あり
ともに人君子ハ然るにも也ひ給ふ人や况や神明非礼をうけ給ハず
また御しし近く世に伝り作ふ書を 旧事大御経 当社ことに能
紀元を造りて世にしらしめて厳かにして之を伝し 故君 鏡ゟ
の御間にはかりて継述の事をと一巻に書して奉りし
御世とせしめ自らしハ以て此御指置て如何ならへきにしてハ
なり 是を世にしらしめて寛に本宮の記も尊ふへし

獨此とおりてかつて神主秀綱此家に入る体伝を当宮の祠
官ハ天村男乃裔中臣連ニして中世家衰へ家譜を失ひ給ふに
これ武衛家当国を領せしより此神主正六位上秀定 稲田左衛門尉
文亀元年中に一百七十貫文此宮地を附して軍事に給し
近境稲鳩村上總此地を領せしか 稲鳩ハ北胡男命の名也の
流と伝へ此村の西濱に在る（今ハ稲荷の社と云ふ）給ひ従五位下名神と国帳に
載しハ彼命也を祭りて此村を鎮しせしめしかは今ハ社
絶へ今こゝに秀定ハ子正五位下秀宗を跡を継とし

其子正六位上城海八埴津と称せり永禄以降神職を
織田信長主君と称し今日個御の神領拝も私せり行
神を祭り家邑を奪ひ[illegible]や其子秀光[illegible]天正中
信長に属し部事と勤し其弟秀政[illegible]の称を聞
紀と奉ト[illegible]年[illegible]其子[illegible]秀富正六位上[illegible]知し[illegible]助に
位中の人今日神を崇敬[illegible]父[illegible]人[illegible]
神勅[illegible]に出られて[illegible]荒村[illegible]
[illegible]古経[illegible]

て祈声満敬[illegible]社[illegible]の修理若御子天神[illegible]
中[illegible]歓事に[illegible]
さ[illegible]荒の[illegible]
像と[illegible]
山門の事に[illegible]堂塔[illegible]
[illegible]大鑑禅師[illegible]
[illegible]殿の[illegible]
[illegible]禅師の[illegible]

なりと形へ孤村俗竹籟に疎磬声さびしく苔巷七十なりと
きこえいと哀なり寺門と出て南とらへたりしきり
田野の主海辺連てて霧うすく氣候閑中濱風烟郭の住
なりも村の畏き高紀氏の系拓方不と国衛屋敷と呼往
昔此宿所ハ高しなりと切りに人さへ行
そ面意紀氏世態と感して行て

松下無人孤柳暗　免葵燕麥秀ニ平疇
千年事往山川老　遼鶴空歸一古城

代々の史と按ずるに城務帝昌泰四年詔して郡縣の首長
を任じ中国に蕃屏として天武帝壬申の乱に當国
へ来りて多伯耆に国司守小子部連鉤鉤二万の
衆を率ひて参りたる由日本紀まさに作る吳を本州国司
此時なりや文武天皇の沖岸淡路伯耆国民人水守国
司に任じ民綿を受領人絶て国衛に在廳して
仮授国史生と称へ都司軍団を領して百姓を養ひ農
業を勧め草木を除て豊穣を稽ひ孝義を挙

て善行と裏〻義金と発て荒凶に備へ人を教へ置仕こ
全くて武備と堅くせ〻り京鎌より御分国の官吏より
下は平家郎の侍類に至るまで国民其人を以候ひ
怨多くして中世分端院法皇の庄園として其対
戸と分り各自私の吏と置是即ち所所と称し
て国に不輸の地許多出来て国司の手今迄〻高倉
帝代に始て領家職迄〻造作の為に法皇重任せる者
〻は受領功課正〻にて源二位頼朝卿賜と紛して

大樹〻の天下の無退補使と成て後関東分処〻
守護と居て保司郷司と称して是地頭と呼び謙倉の
其地と死者〻〻に〻国司は名のみにて元弘建武以
来は国司守護しかん中世に成て国郡とかして其国
の守護職〻足利右馬頭尊氏嫡子義詮当国の守に任
せ〻り其子孫代々尾張守と成て新田殿
と称せ〻其子孫経当国と領せ〻り其孫と尾張殿と
中〻に其子右兵衛佐義時其子駿河守義重相続し

頃中〜ハ武術家と呼ム名士右号衡器義塾芸学校在
義卿 寛ハ義 塾名 其子ハ代徳塾ハ義徳と名称 治始芸備に帰
自然可生〜と宜いまゝ当村ハ有〜敬田氏代国中
と西洋〜臨終芸備義塾文明九年に当国に本城と法別
して塾〜在中〜ハ当ハ公館ハ〜邸宅田国と国衛
乃右のゝ如ク仮公廳学校の有〜不と云ふ〜況ハ
文学校ハ道と教〜人と導〜事也当国往古の学会学ハ
有〜教授ハ博士学生常員有〜ハ今ハ〜仮ハ及ハ

出身乃設遣ハ国司ハ考課ハ〜二仲の釈奠ハ
毎度行ハ人卿夢頻催胡馬思と橋題不信蜀龍心と尾法
学士ハ都と隠ハ情と為〜中基後ハ集ハ〜ハ
古跡も況〜ハ慶元〜て国学ハ二仲の釈文ハ〜延喜式や弘
録載ハ中術ハ仁明帝ハ時国ハ学士一人を数国と兼て教
〜ハ孔ハ端生周爰ハ学ハ〜ハ学政ハ〜ハ
我ハ国学ハ相〜況ハ〜芸亮ハ別博士置ハ〜
ハ只釈奠と〜て徳義に及ハ〜白河流ハ

[illegible]
[illegible]の乱出来てより[illegible]の君天下をとり
[illegible]父子共に[illegible]に及ぶ[illegible]安徳帝西海に沈ませ
給ひ[illegible]遠流[illegible]され[illegible]後鳥羽院の御政も正
[illegible]九條後堀川の御廟[illegible]東[illegible]
[illegible]帝[illegible]
[illegible]れ[illegible]して告文と信[illegible]
醍醐[illegible]後醍醐天皇代の御時と[illegible]北條氏と[illegible]

一度は政朝廷に[illegible]
[illegible]帰[illegible]紀世運[illegible]に[illegible]文[illegible]
宮[illegible]迷ひ吉野山[illegible]月[illegible]秋[illegible]雲[illegible]二帝南北
に[illegible]
是[illegible]四海[illegible]安[illegible]民[illegible]
足利氏[illegible]天下の権[illegible]将軍
[illegible]
治[illegible]に天正の[illegible]豊臣[illegible]天下[illegible]

微旨を記すべく帰国の後に居一統の化を布きたれ
ども不幸にして命終と雖も和韓両邦
独り我が人民を備へ恢弘に給ひ給ふ事二世を
保ちて祀を絶さひ給ふ事神君八洲和の沖四隅に
聖文神武の沖徳を加へ給ふ事駿河の海辺に
沖恵を施し給ひ雖彼の孔子を始て万世の鴻基を定め
慶を興して学を講せしの道仏教のみ古来の
化あるのみにして歟文先生道学を説き教授の

方を倫ずして八洲の流風を学ぶものと紀
ぶと雖も倫理明らかにして国に千載を経て久しい聲
壊の歌を聞くに昭代に逢ひ寛永丁巳仲夏
中望の事を同津南窓に下に記す

藤信景記之

為社参ノ記畢

○藤原隆量鎮魂祭ノ時、妄ニ木鐸ヲ震ヒ置御巫衛宇氣ヲ

○筑後国ニ井郡高良上社大体徒将連ク玉垂命下ノ社

天姫（豊姫ハ神功皇后妹徒将姫）見（ハ）ニ高良明神縁起ニ文禄ニ在ル之古集

○居敬窮理ト云フ〳〵説ハ謝氏ヨリモ好ミ来ル者矣

ト称シ〳〵

○東坡ノ論語拾遺ナリ

○論為政攻ル乎異端ノ集註ニ其率ヲ天下ノ民ニ於テ父母ニ君ヲ

世至ノ字其ノ字ノ下ニ有ツウナ者ナルニ天下ノ字ノ下ニ

有ルハ何ソヤ夫率ル天下ヲハ好ミモ恩ニモアリ聖人ハ人倫ヲ明カニ

シ〳〵揚墨異端ハ人倫ヲ滅スユヘハ揚墨カ道ヲ〳〵

天下ヲ率ル事ヲ〳〵の玉ツ故ニ天下の字の下ニ至ノ字ヲ

加ヘ〳〵カヽる文字の如キ意味有過ル所

○父母ハ唯其疾之憂（子病のうれひ）

人器財ヲ貴ミ其ハ先其彼ヲ〳〵ヲ知ル所ノ父

母ハ子の先ヲ〳〵恐レヤアラヒヤアラヒ心モトナリ思フ

コト至ラサル所ナキ場ニ唯ソノ

疾病ヲ与レカト恐レテコレヲ以テ憂ヘトス餘ノ事ハトモカク
レメ、病ガ大事ニヤトヲニハ出ス如何而能ク注意ヲ考ヘ
テ和訓ヲ付サレハ經意トタガフ事多々也

○尾張

上田村（一作土）　百五十貫
清須村　百五十貫
津嶋村　二百貫

右ハ翰書礼要集ノ立新波象和行書出處ヲ是

ハ當時ノ高ニシテ分錢ノ法也

○崇神帝ノ十二年始テ校ス人民ヲ更科調役ヲ六十三年用キ池溝ヲ
勸農事ヲ要仁帝ノ三十五年更諸國ニ令シ池溝ヲ成務帝五年分十キ
諸列郡境山川村里ヲ神功攝政五十年作ル駅路ヲ仁德帝十三
年屯倉履中帝四年諸國置國史記事ヲ雄略帝十六年
令ス國縣ノ殖業ヲ

轉注之器

○楊外菴曰若漏巵之類ノ之ヲ接漏巵俗所謂上戸也

木附（ヒキ）

磨盤と挽臼とは本俗にいふ事

輟耕錄に云ふ

椿（テツ）

炬燵と掛る事俗に云搭起木代醉編に出

唐韻に火杖と云つり

カキノキ

發燭（ツケキ）

京の俗硫黄木と云田舍にて行事し事蕃叢談

ゆゑ

白耳（カヒタルキノコ）

酉陽雜俎に香と俗香と燒附物にもとゝして

香炉に置香はけと呼られし

埤雅に牛耳に兵穴數以て鼻ヲ聽也易林に云牛龍ハ耳聽潛確

類書に云牛以て鼻ヲ聽蛇以て眼聽語に云蛇龍牛虎鼈其以て此

牢云云 鼈音蔑（ベツ）なり（カヒ）と訓ス 淮南子に兄絲兵ノ根而生蛇兵ノ足而行魚

無耳而聽蟬無口鳴有ニ然之者ノ也云云

凡鶴鶴白鷺の類ひ足を見るハ不交して胎孕し

蛙ハ陰物にして交尾蚕ハ食て不飲蟬ハ飲不食ハ陸

鳥ハ雌雄陰陽〻〻水鳥ハ陽物と備蝶諸花の蕊と

嚐（ウ）事と好る蓮花と和ス猫蛙蟲と食て蜂蛙と隔く

類ひ物の〻〻異なるゆゑ蟬ハ死るゆゑ

故交尾て出産ス蟬ハ日月ス精蛉ハ日月ス

蝶のごとく交りて死ふハ必雌雄なる雄尾と雌頭（雌）にて

てはしりに死と比翼と称ス鳥〻或人問ニ云〻

雌

鳴陰と頃にかりて細にそれと雄出まく先鳴頃と
尾頭と急に対鳴出尾と曲て雄出は強下に沿して交る
鳴尾伸て後起て翔日共離さるに額いまく尽さる間
水辺に至て亦数尾と曲とをして新ひきうと

欲

孤陰なれい不生獨陽なれと不長天地の配陰陽とを人
生は偶い夫婦とをいス陰陽和して後雨沃降男女和して
後家道成り行ふい自ずから道と称ス六礼乃用と濟て二姓
の好と合ス夫婦は人倫は始膳まれいあと被まるを

禽獸に等して喪を失命に到ると云い法善祖
已褒姒に行ふまや易乾坤を始て坤に終て家形の戒
方咸説恒常は教と設て淫姦婦説は邪僻と称し
未済生々は義に終ることを爲始は生言薩は知りひ
難しそい鴛鴦茶は変変情しと純なる色に迷ふ
まや牧男色はかくなる情に詳しく寛家の恩因と絶ひ
行ふと婚事に駕して別ることも常に新
婚駕ス罷と行ふ郡襃は恩ることを新しいふ

行ふ人元色欲ハ母其如火の如し人如殺し道と情
是樂て深し衰て偽ふ人ハ人ハ詩ハ如
に於く是印のつきの異微意ハ婚姻ハ孔と正して
品物遂て天命ハ金ハ人事ハ如し

○

那波治部大輔義統ハ豊後ハ高正義鑑の
次人ハ義統ハ義鑑ハ嫡子ハ嫡男ハ
ハ十六計の時分教言人ハ嫡子ハ豊田弾正ハ
かて者年ハ二三にやかんとする正し意

暮しハ義ハ方にんにいはしのハ
ハさし演かハ行ハ那波の家臣ハ
にる正と為して和ハ正ハ
ことハ者ハ者ハ
して者ハ家ハ
人事と為る正と計て者ハ
かのハ異志とハ
話ハ人ハ内者ハ

石古屋城ゟ織田上総介の使に所領ハ者方ハ
石古屋（岡崎）迄ハ渡立所と封書ハ遣と云へ
と云へ共ゟ勝頼ハ
ハ織田方ハ義統（と申そうして天文十三年六月
急に清須ゟ出と申し
にとの記ちゟ
計て一旦和平と諸ハ軍ハ共れ清須の町ハ
城付焼ゟ義統上総介に
て

てと云へ共ハ安ゟ
云へ共遣ハ
城ハ
城と
若君ハ
くゟ
せゟ織田石古屋
弘治元年四月二十日上総介の軍と清須と

いにしへ五畿内の異国の敵を防ぎ給ひしに城
郭堅固ならんかの為に町屋の面根少しかたよりあ
とせしと天皇仰せ給ふ法はいと寛大にして
てうして首とされ代の主君と奉りし天皇の
つまとし五條川の東に首と為て上総介
とかはりもいとしいとしいとや義
統朝臣とは源受流殿長山義弘と法名して河内守
て摂津守に成る天皇御即位ある国朝臣の代当国と成

しかのに義弘に到てこれひのひらこそいとのこと今年
ちとせ天文記二
尾州の士は中比新殿今川の旧臣織田氏信長の
乃ち幸当国に移り居し而後皆織田に従ひ
後は豊臣氏に仕へ福島氏の臣となり当国二千餘
石を賜ふ慶長以後元信中村の家に属せしと云ふ
と称す
中村弾正元親代の流商父は対馬守基と称せ

なる中國の勇士にして文明年中尾州に來愛智
郡中村郷に住せり元親いとけなきを今川先鳥屋
の奉朝臣に仕へて名古屋に居り藥師寺刑部左衛道元
春日部[illegible]乃女と男子を生せり幸福立年織田備後守
信秀今川殿と攻て城を奪ひ元親力戦して討
死せり子や彼男子を引て廣井村東光寺の住
となり忠禪と稱せり莊年に及て蟄居して志
發し馬鹿と称して東奥に下り人皆是を知る

[illegible]

[illegible]を顧みる暇なく我男兒なると箕裘の業と
絶て遂に蹉跎[illegible]と恐れ[illegible]人[illegible]して浮屠
と為んなれ子を待丈丈寳黠胡に學ばせんやと思ひ
特のみならず張來る藥師と対して一策を献て
寺門を出直に東國のみち英雄の武將に謁し志と
の屈て遂に功名を是中村對馬守元信也

○福嶋正則清須城の生誕沢井家當國の時生誕沢井家當國の
なり其に別出を告げ曰我微賤少年の時工匠の爲

に餉饋とゝらひし事陽成院の御
先尼ゝ所に住ひし比尼屋ゝ清して食と無八菜と
のみむ所ゝ更に不ゝ故ゝ食糧と絶して是恩と謝
す神祇官の御ゝ所たりしかの尼たりしかの人卿
等宣旨尼と有りしか家更に諸多後世を祈
数年彼院に第と備ふるに井楓野老人家智の信と
と絶て所絶せりと直に清ふ所ゝ正別に
如何者ありしかの方のもとと高ゝ人も思と也

微賤の時と和すして端多ゝ清ゝ端ゝ高ゝ
八寄に寄持ゝ今の人微賤と記ゝ
そのことをいとして端元不端ゝ庸士のいとゝ
す是記と
南都大佛僧叢の宗當時（ソノカミ）是山法師為ゝ品と賞
作ゝとゝ送ゝ彼ゝ及古の中上ゝ
人ゝ人是ゝ記ゝ者ゝ

## 中國辨

中國夷狄ノ名儒書ニアリ来ル久シウシテ儒書サカシク行ヒ儒書ヲヨミホトノモノ唐ヲ以テ中國トシ吾國ヲ夷狄トシ甚シキ者ハ吾夷狄ノ地ニ生レタリトテ悔ミナケリノ徒ニアリ甚哉儒書ヲ読ム者ノヨミヤウヲ失ヒテ名分大義ノ實ヲシラサルカナシムヘキノ至リ〻〻夫天地ノ外ヨツミ地位トシテ天ヲイタヽカサル処ナシ然シ各其土地風俗ノカキルト呂各々一分ノ天下ニテ各ヒニ尊卑貴賤ノキワヒナシ唐ノ土地モ九州ノ分ハ上古以来ウチ

# 東寺大佛開眼供養之記

国立公文書館
National Archives of Japan

# 東都東本願寺大佛開眼供養之記

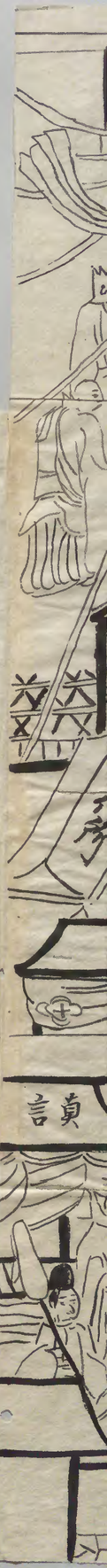

ツヽキ風氣一定相ヒラケ言語風俗相通シ自其ナリ人天下也其
四方ノマリ風俗通セサルトコロ人分ハソレ〳〵ノ異形異風テイナル
國々九州ニチカキ通譯ニモ達スル分ハ唐ヨリ見レハヨノウカラ辺土マハ
リノヤウニ見エシハ九州ヲ中國トシ外マハリ夷狄ト称シ来ルヒヲ不
知ニテ儒書ヲ見テ外國ヲ夷狄トイヒサマアルトアラユル万國ヲ皆
夷狄ト思ヒカツテ吾國自國ヨリ天地ト共生シ他國ヲ待ナキ体
ヲシラス甚アヤマリ也
或人曰此説ハ明ニ正シケレ千歳朦ヲヒラケ名教ノ益ナニカコレニ
シカシ去リナカラ可疑アリ一々コレヲ問シ
夫唐九州礼義サカ道德ノ高大ナルヿ及ナシ中國ノ主ニシテ
夷狄コレヲシタフ自ラ其事体相応ズルヘシ
曰先名分ノ学ハ道德ノ上下ヲ以論スルヲ才キ大格ノ立ヤウニ
吟味スルヿ第一也サレハ德ノ高下ニカマハス瞽瞍トイヘル舜ノ父
タルヿ天下ニワナシ舜吾親ハ不德ナリトテワレトイヤシ天下ノ
父ノ下ニウケト思フ理ナシタヾヲノレカ親ニカ終ニ瞽瞍ヲ庶シテ
効テ天下ノ父子定ルヤウニナリタルハ舜ノ親ニ事ルノ第理ノ當

然也サアレハ吾國ニ生レテ吾國タトヘ德不足トテ夷狄賤號ニ
自ラ名ノリトカク唐ノ下ニフカ子ハナラスヤウニヲホヘ已カ國ノイタ
ダク天ヲ忘レハ皆已カ親ヲイヤシム同然ノ大義ニラムキメルモノ也況
ヤ吾國天地ヒラケテ以來正統フミキ万世君臣ノ大綱不変イコレ
ニ組ノ大ナルモノニシテ他國ノ不及処ニアラスヤ其外武殺文夫ニ
テ廉耻正直ノ風天性根サスコレ吾國ノスクレタル所也中興ヨリ
ニモ數聖賢出テ吾國ヲヨク治メハ全体ノ道德礼義何ノ異國ニラトル
ヿアランヤ始ヨリ自ラサメフモノ如クニ思ヒ禽獸ノ如クニ思ヒ作

病ヲシテナケク輩アサマシキニアラスヤ是ヲ以ニハ儒者ノ説ト
ロノ道モ天地ノ道ニ吾學ニテヒラク処モ天地ノ道也道ニ主客彼
是ノヘタテナケレハ道ノヒラケタル書ニフヒテ其道ヲ学ヘハ其道ガ
弔天地ノ道也タトヘハ火アツク水ツメタク烏クロク鷺白キ親
ノイトヲシク君ノハナレカタキ唐ヨリ云モ吾ヨリ云モ天竺ヨリ云モ
タカイニコチノ道トシイナキカ如シ今儒書ヲヨメハ唐ノ道々トテ全
体風俗共ニセウ子ヲウツサレテ・キヨアケテフメスヤウニ思ヒノナガ
ヘルハ皆天地ノ實理ヲミスシテ聞見ノセハキニウツサレ故也

或曰コレモイチシルシヲ去リナカラ九州ノ大國我日本ノ小國ノ
ニトナシト同シロニアルヘキ
曰是モ亦前説ノ通リニテ何ノ疑コトナシサヤウニイハヽセイノ
高キ親ハ親ニテ小男ノ親ハイヤシキヤ大小ヲ以テ論スル公全利害
ノ情ヨリ出ル之ヘナリ況ヤ万國ノ圖ヲ以見レハ唐ノハヽワカ二百分
ノ一ニモ不及唐ヲナヲ出ト合セタル國イクワモ有ツレヲ中國トシ
テ唐ヲ夷狄トイハヽ唐人服セヒヤ
或曰コレモ亦明也然ル間礼土圭ノ法有テ日月ノ景ヲハカレ
ノ
嵩高山中國ニアリ日月ノ景全キトイヘハ天然自然ノ中ニア
ラスヤ
曰ソレモ唐ノ中ニテイヘハ其トヲリ日赤道ヲクルリトマワレハ赤道
ノ下ノ通リイワレカ日景ノ中ニアラサラン處々ニテ日中ノカケヲハカ
レハ皆同シイ也旦ツ吳楚ノ地ナトハ古夷狄ノ地ニテ孟子ニモ南蛮
鴂舌トソシリテ有春秋ニモ夷狄ニアラスト有サレモ周ノ末ヘ吳
楚次第ニ繁昌シ唐トハリアヒ秦漢已後レキ〳〵ノ中國トナリ南
北朝已来ハ天子ノ都トナリ後ハ朱子ナトモ建人ナレハ則古吳楚地

ミテ今ハ中國〳〵ト云ノカヽ〳〵スハ唐ノ地周圍ヒ来ソロ〳〵ト切リヒ
ロケ声教威勢及フタケホト究ヒロカレハ一天子ニテス〳〵治ル也
中國トタテ来リタルモノ也此来ニ韃ノ地天竺ノ地モ次第〳〵
ニ治リテ唐ノ天子ヨリ江南ノ如クナラハ唐人ノ口ヨリ皆中國ト
云ヘシスレハ土圭ノ景ノセヒサクモイラスヽ風化ノ及トコロニテ云ヨリ
外ナシ且三苗ノ國淮夷徐戎ノ類ハ則九州境内ニテフノヽ夷
狄ニテ有況ヤ万國ヲ七タヽキ國ナレハ舟車ノ及処亦何ヤラノ聖
賢者有テ治ルモニラスソレヲアメマヒラ唐ヲ中國ト云カラハヒヒト声ノ

狄トアヒラフテイヤシヽイ甚以偏私ナリ
或曰是モ亦マコトニ異議ノイハヒサルヽ也去ナカラ春秋ノ法ヲ以テ
シハ中國ノ教ヒタカフハ中國ヲ以アヒラヒ夷狄ニテ変スレイアメハサシ
ハ夷狄ニスルトアレハ風化ノ及フ処皆中國ト云フアキラカナルニアラス
スヤ曰ソレナラハ唐ノ九州モ皆社ヲ左リニ言保離ナラハトヒト夷狄ト
名ツクヘキヤ德ヲ以夷狄トイヘハ九州モ德アヒクナレハ夷狄ニナリ曰
景ヲ以イヘハ九州ヨリ外ニ德堯舜ニナリテモ夷狄ト云名ハハケヌニ
ナルコレ皆茅茹スヌ大小ヲ以イヘハ唐ヨリ大キナル國有周圍ヲ以

イヘハ各々人〳〵ノ向解也ト千ヨリトウ論シテモ唐ヲ中國ト
シ其外ヲ皆夷狄トイヤシムリ一ツトシテ理ノ通スルコトナシ是皆
儒書ヲ讀モノ、眼ガ不明見識不大ニ之弊也
或曰カヤウニキケハマキルヽサラニナシ然ラハ聖人中國夷狄ノ説
ハカイシキヲケナシ我國ヒイキニ私ヲ以イヒ今聖賢ノ道ヲ学
フモノ皆用ヒサル所カ
曰是サキニ云コトノ其國ヲ主トシ他國ヲ客トメ各其國ヨリ立ルト
コロノ称号有ルハツ也道ヲ学フハ實理當然ヲ学フナリ吾国
ニテ春秋ノ道ヲシレハ則吾國帝主也吾國主ナレハ天下大一統
ノ十リ吾國ヨリ他國ヲ客トシル帝是孔子ノ旨也ソレヲ不知
唐ノ書ヲ讀カラ唐ヒイキニナリテトカノ唐カラナカメル日本ノナ
リニウツリ覚ヘテトカノ夷狄〳〵トアチ〳〵ウラレル合点ハカリスル
ハ全ク孔子春秋ノ旨トウラハラ也孔子モ日本ニ生ルレハ則日本
ナリカラ春秋ノ旨ハ立ハス〳〵是則能ク春秋ヲ学ヒタルト云ノ也ス
レハ今春秋ヲ讀テ日本ヲ夷狄ト云ハ春秋ノ儒者ヲソコナフニハア
ラスシテ能ク春秋ヲヨマサルモノ春秋ヲソコナフ也是則柱ニ膠メ

慈ラシラフルノ学ト云モノ全ク窮理ノ方ヲ不ル知ラモノ也

或曰カノ如ナレハ則アフロ日唐ヨリ堯舜文武ノ様ナル人来リテ唐ヘシタカヘトイハシタカハサルカヨカルヘキカ

曰是云フニ不及イ也山崎先生嘗テ物語ニ唐ヨリ日本ヲシタカヘトスル軍ナラハ堯舜文武カ大將ニテ来ル迄石火矢ニテフチツフスカ大義也礼義德化ヲ以シタカヘトスル迄臣下ナラヌカヨシ是則春秋ノ道也吾天下ノ道トイヘリ甚明ナルニテ許薨曰斎カ来ヲ德ニテ服サセントイヘルカアヤマリト同シイ也古ヨリ

國遣唐使ヲワカツサレ足利ノ末ニ唐ノ勅封ヲ拝受スル時ノ分ヲ不ル知ノアヤマリ也若シ唐ニシタカフヲシトセハ吾國ノ帝王ノ号ヲモシリソケ手号モ不用ヒ毎年〳〵唐人ノ草履トリノ如クハイワクハフテアメアケヌカ大義ナルヘシフレナレハ吾親ヲ人ノ奴僕トシ乱賊ノ名目ヲワケフシワケヤシ云ル同事ノ大罪也況ヤ各國ニテ其德ヲサマシ各國ニテ道行ル、ナリニテヨキハスヘシ漢唐以来德ノ是非ニカマハス兎角唐ノ下ヘワハヨヒ國ニヤトホメテ有ハ皆唐國ヲ主トスルヨリイヒタルモノニ吾國ヲ主トシテ他國

シタカヒフケハナケヤスシスルガヨシ世方ヨリシスルニアラスソレユヘ唐ヨリ
日本ヲトラストスルモアヤマリ日本ヨリ唐ヲトラントスルモ无理シサテ
亦三韓ノ如キハ吾國ヨリ征伐シ久カヘタル國ナレハ其為ニ今吾國
ヘ使ヲ通シ字服スル是吾國ノ手柄シ又三韓ノ國ヨリイハヽ
面々ノ國ヲミチ主トスルカアノ方ノ手柄也吾親カ無理ニテモ
人ニアタマヲハラセヌカ其ヲノ手柄シ人ノ親ハ其親ヲアタマヒラ
セヌカ手柄シ面々ニテ其國ヲ國トシ其親ヲ親トス是天地ノ大
義ニテ并ヒ行レテモトラサルモノナリ

或曰然ラハ何レノ國ニモセヨ天王(デウ)カ如キ國(キリシタン)其外キワメテ風ノ
アシキ韃靼ノタクヒナトハ如何
曰サレハソコト前ニ云通リ皆其國ノ心カケ有モノハ其國ノ道ヲ以テ
明ラメ凡俗正シクナレハ舜ノ瞽瞍庶豫ト同シ心サリナカ
ラ其國トモニ德ヲ以テユヘ也凡俗ハトモアレナニテアラフト先吾國
ハ吾國ナリ天地也其説前ニ云トコロノ如シ
或曰然ラハ日本ヲ中國トシ唐ヲ夷狄トシヨカラシカ
曰中國夷狄ノ名ハソレ共ニ唐ヨリツケタル名也其名ヲ以テ吾

國ヲ称スレハワレ共ニ唐ノてをこ〳〵ゝ吾國ヲ内トシ異國ヲ外ニシ
内外賓主ノ辨明ナレハ吾國トヨヒ異國トゑヘハ何方ニテモ皆ス
チメタカハス此他イフヘキフアレモ皆前ノスチテヲセハ伴トシテ
明ラカナラサルナシ予前日本ヲ中國トシ異國ヲ夷狄トスルノ
ヲ講義ニノフトイヘモ中國夷狄ノ字ニ付テ紛々ノ論多ケレハ
今亦名分ヲワメテ論スルノ如シ此
或曰然ラハ孔子世ニ出テトカリ唐ハ中國也トコヒセカモ外ハ
皆夷狄ト云ハ如何ン

曰ワレカ孔子ノ旨ナレハ孔子トイヘモ私也吾親ヲトカリキ、
ナワフニ云カ道シヤトイワハ孔子ノコトバデモ用ラレスサレモ孔子ナレ
ハ必定左樣ニイワヌハスゝ其證据ハトイヘハ春秋カソレナリ其旨前
ニ云トコロノ如シ列國中國ノ一段モ亦列國カ日本人ナレハ則日本ガ
我本國デ異國ニワカヘサルハスヤ也義理ハ其時其地ソレ〳〵ノ主トスル
當然ヲシルノ是中庸ノ正義第一也サレモ儒者中國夷狄ノ
說紛々トシテ皆シカレハ今サラニワカニ合点ノ明ラカニ有ヘキコトナケ
レモ此義大名人カ大正統ニ綱五常君臣彼此之大分大義コソヲ

リ大キナルヿナケレハ此スヂ明ラカナラサレハ儒書ヲヨミテモ皆乱代ノ類ニヨチ入ルヿキハメテナケノヘキコト能々ワマヒラカニスヘキモノ也畢竟中國夷狄ノ字儒書ニアレカラシラカヤウニマトウ儒書ヨマサルトキハ其マヽヒナシ火孔儒書ヲ学ヒテ却而害ヲマネ子ノヿ湯武者ヲウワヿ化ニカラスト云系弱ノ風ヲ温和ト云ヤウナルヿイクワヒモ有テ儒書ノ罪ニアラス儒書ヲ学フモノヽヨミブコナヒ義理ノキハメソコナヒ也聖賢天地ノ道ヲヒラキ万世ニ示セハ儒書ノヤウナル義理ハ云ヒ及ハサレ共学ヒソコヽ

ヘハ加様ノ弊アリヨク〳〵カヘリミキワムベキヿナラスヤ

此一條元禄辛巳十二月廿一日改メシルス

右淺見安正述也

熊谷系圖云

忠直（熊谷次郎）―直鎮（備中守或ハ称ス直高ト 将軍尊氏場ニ元ハ各郡ヲ始テ居ス三郡ニ）

是参ノ別熊谷の祖ヒ世所所生ノ及右兵門決定等云

一説多ク元弘の比の人也

。星野ハ三河國の住石巻田大宮司家の庶流ニ

。參河國ハ仁木右京大夫多年管領の國ニシテ文和の人

西郷彈正左衛門某守護代ニシテ住セリ

。右大將頼朝卿の後天下武家の令ニ從ヒ八地ニ鎌

倉殿命に從ひ宗家の北条氏能く政を治メて

家國を安ンにせらるる故頼朝卿保司職敵て領家國司左司職と稱

ヘ所々守護と謂て撰び所々の武家

大切に保存シテ永世遺失ナカ

ランヿヲ要ス

子代々ノ古文書此度ニ揃ヒ有シ

を所々領家に或員と云て武家の法に云ふ端國守護と

の内家人と稱する者皆皆と奉ヒ

。元弘元年後醍醐帝笠置ヘ入給ひ時供奉セ大河内

尉有東信濃國伊賀郡の人足助次郎重範ハ別の人也

足助氏族多く信濃國也

。濃田赤堀井倉の三家ハ北伊勢の人藤原秀郷の裔也

。駿河國今川治部大輔範忠幸後義忠ハ駿遠參三別の出ヒ

ハ駿遠參三別の出ヒ鎌倉の城中に通ス

○星野ハ三河國の住名也 勢田大宮司家の庶流

○參河國ハ仁木右京大夫多年管領の國ニテ文和の比

西御彈正左衛門某守護代として住せり

○右大將頼朝御ノ後天下武家の今と兼〳〵八人地も鎌

倉殿命に從つゝ不ル所〳〵北条氏絶ル改と治メて

家威とゆるしにせるゆゑ地頭御家人保司敵て領家國司庄司と倫

らひ守護と達て検ひ乃外ハ落ル負應の武家

有ル人道今〳〵て日本國中の大田文と作〳〵ゆゑ

と自ヶ負ひに武員と定て武家の法ひゆゑ諸國藩令文

の中多人と稱ゆゑ為ひ皆是と奉せり

○元弘元年後醍醐帝笠置へ入御ひ付供奉せ〳〵大河原

右衛門重信濃國伊賀郡の人足助次郎重範ハ二別の人也

足助氏族多〳〵信濃宮方也

○濱田宗堀井倉の三名ハ北伊勢の人藤原秀郷の裔也

○駿河國今川治部大輔範忠幸後義忠ハ駿遠參三別の出ゆゑ

ハ駿遠參三別の出ゆゑ鎌倉の城中に通す

面と尾州の新陣を攻屠せり自意と氏治と集
相せり者も多かりしとそ河国額田郡より大場氏を
九山中務入を軍異を発掃を一揆せり時京都将軍の
松平修理亮に令して謝せしめ今川氏を時松平
氏御方に苗弾正と云人有十四八戸田家を
頼名堀越尾張名和等の諸氏今川仲秋の子孫にして
今川義元朝臣の臣と今東都に奉仕品川尾張
と今川の為なり

文明の比駿府を住居し遠州の人とと云

賤ル隠者ニ於乾坤ヲ

貞士一志ニ窮輿ヲ通不愁ニ蓬福断碑ノ空キヲ

吏知ル屈伸無ク軌法自脱ニ人間塵網中ヲ

韓子に屈穀元用も軌と云ふ国に今の紀者に論ふ

為体竹の用しるる如く陵代の愁山中共用る

しるやせしるる如く白雨下漂して晴れ夕べ

[illegible]沼てい[illegible]

雨霽露荷頭素風星河氣爽[illegible]雲東

孤螢點水[illegible]井上空冬一葉桐

○春日若宮と齋の皇子[illegible]秘して[illegible]社と

不[illegible]詰或[illegible]傳に曰

皇孫尊太玉命 神力雄命 押雲命 通合神

右五柱大神と[illegible]但霜月神[illegible]に桃一盞神鏡

と[illegible]奉りと[illegible]

性[illegible]

○大和國添上郡

率川座大神御子神社 三座

活玉依姫命 神武天皇母神

媛蹈鞴姫ノ命 神武天皇后 皇中央神也

大巳貴命和魂 媛蹈鞴姫ノ祖神

率川阿波神社今絶 率川御子社南一町市井ニ存ス其旧墟[illegible]

事代主神 媛蹈鞴姫父神也

挾国神社 今ハ称ニ韓国社ト

韓神

曽富理神 国神ニ対シテ韓神ト云ヘリ

白日神

此三神大歳神ノ子也

右立市家ノ秘記ニ如ス

○ 元鳥の離卯と脱ケ落ちたるものハ卯中ノ毛ヲ生ス脱卯の度ハ

て出ヅ予ノ季子詔景是とハいふて先人と世るの

立ヲ百ヲ心ハ神ヲ敬ふ事ハ

○ 東鑑十九兼元三年正月十二日神宮寺始テ行ヒ修正十四日

修正経今日結願冕走云云

是鶴ノ岡ノ神宮寺ハ修正の法の結願ニ冕走と

せるハ尾張国府宮ハいと祈ヒ

ヒ為して修正の結願ハ冕走ハ今と異列律の

観世音修二月の法の結願ハ冕走とハ

治年より以て伊勢の作業

○西新宿圖帳編纂新撰大明神と本花咲比咩と記せり

富國明神と共豊國比咩といふ

○越前國織田氏創大明神の僧侶神宮院は僧國右衛

大法寺は意寛に係て白神宮院の古記の中に寄進年

中屋造國一万神宮の長慶上人来て織田の水官創建

の御本地不動明王と鑄て開眼供養を乞ふ

豊國万徳寺いつ年方や長慶如何して来りて市に、

一般に左の如し

寄徳八後花園院年号将軍義政治世の時に当て神宮

國八此時新設の鎮也從二位義鄕は子氏徳義建

九代を経て新屋造國と命代に新設氏は廃分の

第織田氏中嶋郡國衙庄杉下の城に在て國務を進ム

織田八織田の水國創の社八吉未居の神ふるの代の

崇仰他に異し我列長野村万徳寺、古社の密院に

して長慶法印共中興の朱家六世の院主也此寺國

府内領に有之織田氏の祈願所にして此地より
當府劔社本地の仏像冠服の内織田氏のそうし長慶
と共に信長と為替書にて以同じ容形万億寺
此僧に問て書記に信じ給ふ旨
天八月十七日　尾州　天野信景考

御書に編作り物ぶる劔の内神とい
延喜神名式越前国敦賀郡四十二座の中
劔神社といふ方是なり依て別に織田神社と録せ

社司意観法師説に曰劔の明神八織田氏本宮にして
社説に曰条に神八仲哀天皇乃皇子應神帝の御兄也と
然八此社八養屋別皇子にや彼の皇子三韓征伐の時
神と共に御舟に乗て沈れ給ふ帝位に即給ず劔に
乃て彼に祭りと此説いとゝ劔に敦賀郡氣比宮七
社生一仲哀天皇なれ此神縁に成る御子の神是なり
氏家に成加護留劔丹生乃如し織田乃神縁の
末平信長尾張に生出天下に名を揚て也

田大宮司藤季範の孫源頼朝を尾張に生む天下
乃始め補使を補ひ諸国に神領を
奪ふ京八郎と別宮に力織田
を出す勅使徳大寺
織田
神領の織田
万物造化論の撰者は王文憲也
細注の中章義は二人の名大章是なり淮南子に
車鎖瑣しは二人と云に畧して記せり
○蕪音布 蕪音歴 国の名なり

○

寛永十年癸 敬奉幣帛 勢田社に而祈晴
尾張国愛智郡勢田社座須火神乃廣前に宇豆乃
幣使は是時既に神官なり
幣帛乎 棒五 称辞竟奉留 今茲癸酉乃年六月十六日
国司従二位権大納言源君侍臣等乎 為使天
大神乃廣前に幣帛乎奉利 珍膳乎 備天 御飯波
器物に盛利 呈志 御酒波 張膳に 満双倍野に
生留 耳菜乎 菜山に生留 木賣草賣 賣者海原乃奥
津藻辺津藻に至満天 種々乃物乎 加山尓積重

尊道文庫

日本政府圖書

尊道文庫

消印

稱子如星仁陳置幾大神乃御心平リ安ス穀食止
称辞竟奉豆恐美恐美毛白久今茲畏乃初午利
粟雨頻下利河水屢溢天水田物陸田物所損傷都て
人民災害仁遭倍利国是斯日平撰天宇豆乃幣帛
遠今捧持豆称辞竟奉留掛毛畏畏大神乃靈異
仁依天連雨波晴礼洪水波治利國中乃民乃作物波
穀物平始豆畦圃仁生留草乃庇葉ゟ至豆天豊之成幸閉
百姓歡比樂美園国安ス穏仁護利給倍止祝部等ゟ
天称辞竟奉留止白須

六月十七日俄然トメ雨晴国民大ニ悅ス

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan